

箱エールクーポン券取扱店舗募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響が長引き、秋から冬にかけて、物価高騰の影響が一段と強まり、家計への負担がより厳しさを増すことが見込まれる中で、現在も感染拡大防止に取り組んでいる町民への感謝と、生活を支援するとともに、依然として厳しい状況に置かれている地域経済の回復を図るため、町内登録店舗で利用できるクーポン券を全町民に配付するにあたり、取扱店舗を募集することについて、必要な事項を定めるもの。

2 事業の概要

(1) クーポン券の名称 箱エールクーポン券 2022

(2) 発行者 箱根町

(3) 配付対象者

令和4年7月31日（基準日）において、住民基本台帳に記録されている者（世帯単位での配付）

(4) 発行（予定）総額 1億1,100万円

(5) 価格1セット 10,000円（500円×20枚綴）

（内訳：共通券4,000円、専用券6,000円）

(6) 配付額 配付対象者一人につき1万円分のクーポン券

(7) 配付（予定）数量 11,100セット

(8) 配付開始（予定） 令和4年10月中旬から

(9) 使用期限

令和5年2月28日（火）まで

（10月中旬から郵送を開始し、到着しだい使用可能）

3 クーポン券の利用範囲

次に掲げる物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供については、クーポン券の利用はできません。

(1) 不動産及び金融商品

- (2) たばこ
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等
換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23
年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料などの公租公課
- (6) その他公序良俗に反するもの及び町長がクーポン券の利用を不
適当と認めるもの

※ 注意事項

- クーポン券の額面以下の利用であっても、つり銭は支払わな
いください。
- クーポン券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責
任を負いません。
- コンビニエンスストア及び各種総合小売では、専用券を使用
することができません。

4 クーポン券取扱店舗の条件

(1) 対象事業者

箱根町内に店舗を有する事業者（箱根町内店舗のみの扱い）

条件として、クーポン券の利用開始日までに感染防止対策を実
施していること。

(2) 対象外事業者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5
項に規定する営業を行う事業者

イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に
反する営業を行っている事業者

ウ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を
いう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以
下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して
いる事業者

5 クーポン券取扱店舗の登録

(1) 申込期間及び受付時間

令和4年8月8日(月)から同年8月26日(金)まで
(窓口は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※ この期間に申込み、登録された事業者は、クーポン券の配付時に同封するクーポン券取扱店舗一覧に掲載されます。

※ 上記期間以降においても登録受付は行いますが、当初配付予定のクーポン券取扱店舗一覧に掲載されませんので、あらかじめご了承ください(ホームページ等で随時更新予定)。

(2) 申込方法

登録申込書兼同意書に必要な事項を記入のうえ、町企画課又は出張所に提出してください(郵送可)。前回の同事業の登録事業者については、電子メール又はファクシミリで提出することができます。

なお、登録申込書兼同意書は、町企画課及び出張所窓口で配布しています。また、町ホームページの「申請書ダウンロード」から取得することができます。

(3) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

6 クーポン券の換金方法

(1) 取り扱ったクーポン券及び請求書を町町民課又は出張所に提出してください。

(2) クーポン券の枚数を確認した後、受領書を発行しますので、指定の口座に振り込まれるまで必ず保管してください。

なお、クーポン券の提出は窓口のみの対応となり、郵送では受付しません。

(3) 提出されたクーポン券を町町民課で確認した後、毎月の締切日から20日程度で登録店舗から指定された口座に振り込みます。締切日は、毎月上旬、中旬、月末の日の3回で、土曜日、日曜日及び祝日の場合は町で指定する日となります。

(4) 換金請求期限は、令和5年3月15日(水)までとします。

※ 換金方法の詳細については、取扱店舗の登録決定後、改めて通知します。

7 クーポン券取扱店舗の遵守事項

(1) クーポン券取扱事業者であることを明示するため、町が別途配付する認定ステッカーとポスターを店舗内の分かりやすい場所に必ず掲示してください。

(2) クーポン券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに町町民課に連絡してください。

8 クーポン券取扱店舗の登録の取消し

本要項に反する行為を行った場合は、クーポン券取扱店舗の登録を取り消します。

(照会先)

箱根町企画観光部企画課特定政策係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話：0460-85-9560

FAX：0460-85-7577

E-mail：web_tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp